議会改革検討会答申書

平成30年6月5日

福島市議会議長 半沢 正典 様

議会改革検討会 座長 粟野 啓二

意見交換会に関する福島市議会委員会条例及び福島市議会意見交換会 実施要綱の改正について(答申②)

当検討会では、平成30年4月2日付けで議長より諮問された意見交換会に関する福島市議会委員会条例及び福島市議会意見交換会実施要綱の改正について、検討結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問内容の検討結果

委員会等が開こうとする意見交換会については、基本条例第17条第2項に基づき 市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができるとしていることか ら、参加者を特定した意見交換会の開催が可能となるよう、公示に関する規定は委員 会条例には必要としないものとし、福島市議会委員会条例第30条第3項を削除する とともに、福島市議会意見交換会実施要綱第5条については、下記のとおり改正する ことが妥当である。

新(改正後)	旧(改正前)
(意見交換会の開催の告知)	(意見交換会の開催の告知)
第5条 意見交換会の実施については、	第5条 意見交換会の実施については、
福島市議会ホームページ等により周知	広く市民等の参加者を募集するため、
するものとする。	福島市議会ホームページ等により周知
	するものとする。